

大同大学図書館利用細則

(平成2年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、大同大学図書館利用規則(以下「利用規則」という。)第16条の規定に基づき、大同大学図書館の円滑な利用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 利用規則第2条に定める利用者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員(以下「職員」という。)に含む者
 - ア 招へい研究者
- (2) 本学の学部学生(以下「学生」という。)に含む者
 - ア 学部の科目等履修生、研究生、委託学生、委託生及び外国人留学生
- (3) 本学の大学院学生(以下「大学院生」という。)に含む者
 - ア 大学院の科目等履修生、研究生、委託学生、委託生及び外国人留学生
- (4) 本学の卒業生(以下「卒業生」という。)に含む者
 - ア 修了生
- (5) 館長の特に許可した者
 - ア 第1号の職員を除く学園職員
 - イ 本学の非常勤講師
 - ウ 本学に在職していた者
 - エ 他大学の学生及び職員
 - オ 諸団体、企業等に所属する者等(その都度審査する。)
 - カ その他の18歳未満を除く社会人(その都度審査する。)
 - キ 高等学校在学学生

2 前項第5号のイからキの利用者は、その都度身分証明書等を提示し、許可を受ける。

イからウの希望者に、利用許可証(兼貸出許可証)を交付する。この許可証の有効期限は1年間とする。

(開館・休館)

第3条 利用規則第3条に定める開館日において、館長が必要と認めた場合、利用細則第2条第2項第5号エ、オ、カ、キに該当する利用者の利用を制限することがある。(その都度提示する。)

2 利用規則第3条第2号に定める休業日のうち春、夏、冬季休業日については、土曜日を除く平日は開館とし、開館時間は図書委員会の審議を経て、館長が定める。ただし、館長が必要と認めた場合変更することがある。

(閲覧)

第4条 ブラウジングコーナー及びAVラウンジ等の資料は、許可なく所定の場所から持ち出して閲覧することができない。

2 閲覧後の図書館資料は、元の位置に戻すこと。ただし、図書返却台に置くこともできる。

(貸出・返却)

第5条 第2条第1項第5号に該当する者への貸出は、次のとおりとする。

- (1) アの該当者 20冊以内 1か月以内
- (2) イ、ウの該当者 10冊以内 1か月以内
- (3) エ、オ、カの該当者 3冊以内 1週間以内

第6条 貸出期間の更新は、一回とする。ただし、貸出又は、閲覧予約のない場合に限る。

第7条 貸出を禁止する図書館資料の特別貸出は、次のとおりとする。

- (1) 参考図書
ア 職員・大学院生 5冊以内 1週間以内
- (2) 新着雑誌
ア 職員・大学院生 3冊以内 3日以内
- (3) 製本雑誌
ア 職員・大学院生 5冊以内 1週間以内

第8条 貸出又は閲覧予約手続者への連絡は、掲示等で行う。なお、予約の効力は、連絡後5日間とする。

第9条 貸出違反者の責任事項は、原則として次のとおりとする。

- (1) 延滞： 超過日数に相当する期間の貸出停止
- (2) 転貸借： 1か月の貸出停止
- (3) 紛失、汚損： 指定若しくは代替りの図書又は相当時価による弁償

(文献複写)

第10条 文献複写は、所定の機器で行うこと。

第11条 文献複写料金は、モノクロ1枚10円、カラー1枚50円とする。ただし、他大学等からの文献複写依頼による複写料金は、モノクロ1枚40円、カラー1枚100円とする。

(相互利用)

第12条 利用規則第11条に基づく相互利用を円滑に運用するため、館長は、他大学図書館等と協定を結ぶことができる。

(施設利用)

第13条 AVラウンジは、AVブース備付機器を使用し、配架資料に限り自由に利用できる。

第14条 グループブースは、備付機器及び資料を使用し、定員5名以内で所定の手続きを経て利用できる。

第15条 ブラウジングコーナーは、新聞・軽雑誌類の閲覧及び休憩に利用できる。

第16条 グループ閲覧室は、定員8名以内のグループが図書資料を使用するセミナー等の目的に利用できる。

2 利用者は、利用時間を予約表に記入する。

3 利用時間は、1回1時間30分以内とし、他に利用者がない場合には延長することができる。

4 利用予約は、グループの責任者により1か月前からすることができる。ただし、職員が責任者の場合は、6か月前からとする。

第 17 条 グループ AV 室は、定員 30 名以内のグループが備付機器を使用し、AV 資料によるセミナー等の目的に利用できる。

2 利用責任者は職員とし、利用申し込みを行う。

3 利用予約は、利用責任者により 6 か月前からすることができる。

第 18 条 学習閲覧室は、他の利用者の迷惑にならない範囲で、共同学習にも自由に利用できる。

第 19 条 研究者閲覧室は、職員及び大学院生が図書資料の閲覧又は研究等に利用できる。

第 20 条 研究個室は、職員及び大学院生が図書資料の閲覧又は研究等に 1 週間以内継続して利用できる。

2 利用予約は、6 か月前からすることができる。

第 21 条 マイクロ資料室は、職員及び大学院生が備付機器を使用し、マイクロフィルム等の閲覧に利用できる。

(情報検索)

第 22 条 本学図書館と契約している他機関の提供する情報検索システムの利用は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、所定の申込書を提出する。

(2) British Library Document Supply Service (BLDSS) の利用については、別に定める。

(3) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用については、別に定める。

(遵守事項)

第 23 条 利用者は、次の事項を遵守する。

(1) 図書館資料を破損したり、書き込み等により汚損しないこと

(2) 図書館資料を許可なく館外に持ち出さないこと

(3) 館内の設備、機器等を破損したり、所定の位置から移動しないこと

(4) 談笑、音読、集会、娯楽行為等他の利用者に迷惑をかけること

(5) 館内で喫煙又は飲食しないこと また携帯電話の電源を切ること

(6) 印刷物を配布したり、貼り紙をしないこと

(7) 下駄、スパイク等で入館しないこと

(細則の改廃)

第 24 条 本細則の改廃については、図書委員会の審議を経て、学長がこれを行う。

附 則

第 1 条 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正細則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この改正細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年4月1日校名変更)

附 則

第1条 この改正細則は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この改正細則は、2020年9月1日から施行する。